

令和6年度「施設園芸パイオニア技術推進事業」のご案内
 施設園芸の生産性向上に必要な環境測定装置や統合環境制御装置
 などのスマート機器・設備の導入を支援します

【参考】令和6年度県予算額: 21,300千円

事業目的

環境測定装置や施設の環境管理・栽培管理の自動化・省力化などに資するスマート機器の導入支援
 グループによるデータ共有・活用の推進
 高温期のハウスの昇温対策や収穫調製作業の省力化の推進

事業実施主体

農業を営む法人（受益農業者1戸以上）、認定農業者、認定新規就農者（経営開始から2年以上経過している者）、農業者の組織する団体（受益農業者3戸以上）

対象品目

きゅうり、トマト、いちご等の施設野菜、花き（切り花類、鉢もの類、花壇用苗もの類） ※ 加温施設で栽培するものに限る

主な採択要件

収量向上・品質向上・労働生産性向上（労働時間削減・労働コスト削減）を目指すこと（必要な目標数は事業タイプにより異なります）

補助対象

環境測定装置、統合環境制御装置、無人防除機、昇温対策設備、収穫ロボット、光センサー選果機等、上記対象品目を栽培する施設園芸の省力化や軽労化を図る機器・設備

＜補助対象機械等の実装例＞



補助率等

事業費の2分の1以内（事業タイプごとに補助額の上限があります）

問い合わせ先

ご質問等がございましたら、下記までお気軽にご連絡ください

- | | |
|----------------|--------------|
| ■ 埼玉県農林部生産振興課 | 048-830-4142 |
| ■ さいたま農林振興センター | 048-822-2492 |
| ■ 川越農林振興センター | 049-242-1808 |
| ■ 東松山農林振興センター | 0493-23-8532 |
| ■ 秩父農林振興センター | 0494-24-7211 |
| ■ 本庄農林振興センター | 0495-22-6156 |
| ■ 大里農林振興センター | 048-523-2812 |
| ■ 加須農林振興センター | 0480-61-3404 |
| ■ 春日部農林振興センター | 048-737-2134 |

※ 事業内容の詳細は裏面を御覧ください

1 スマート技術導入拡大支援

事業内容	成果目標	目標数	補助対象機器・設備	導入条件	補助率	補助額 の上限
① データ共有支援型	【収量向上】 収量を5%以上増加させること 【品質向上】 品質を5%以上向上させること	左記の【収量目標】、【品質向上】のうち一つ以上の目標を立てること(複数の目標を設定してもよい)	グループ内でのデータ活用を目的とした環境測定装置	・リアルタイムもしくは遠隔でデータを確認できるもの ・様式3号別添3の「データ共有計画」を概ね5経営体以上で作成し提出すること	1/2以内	1,000千円
② スマート機器等の新規整備支援型	【収量向上】 収量を10%以上増加させること 【労働時間削減】 省力化される作業の労働時間を10%以上削減させること	左記の【収量目標】、【労働時間削減】のうち一つ以上の目標を立てること(複数の目標を設定してもよい)	環境管理・栽培管理の自動化・軽労化・省力化に資する機器・設備(統合環境制御装置、環境測定装置、炭酸ガス発生装置、細霧冷房、LED補光、AIかん水施肥システム、養液栽培装置、無人防除機、電動作業車、多機能農業ロボット等、その他環境管理・栽培管理の自動化・軽労化に資する機器・設備)	左記の機器・設備から2つ以上導入すること(既存で導入済みの機器・設備を含めても良い) 様式3号別添3の「データ共有計画」を概ね5経営体以上で作成し提出する場合は優先採択(ポイント加点)する	1/2以内	2,000千円

2 新課題対応機器導入支援

事業内容	成果目標	目標数	補助対象機器・設備	導入条件	補助率	補助額 の上限
① 昇温抑制機器等支援型	【収量向上】 収量を10%以上増加させること 【品質向上】 品質を10%以上向上させること	左記の【収量目標】、【品質向上】のうち一つ以上の目標を立てること(複数の目標を設定してもよい)	ハウスの昇温抑制対策を目的とした機器・設備(気化熱利用外気導入システム、ヒートポンプ(熱源に地下水や地中熱を用いるもの)、その他ハウス内環境の昇温抑制に資する機器・設備)	左記の機器・設備から1つ以上導入すること	1/2以内	3,000千円
② 収穫調製機器等支援型	【労働時間削減】 省力化される作業の労働時間を10%以上削減させること 【労力コスト削減】 人件費を10%以上削減すること	左記の【労働時間削減】、【労力コスト削減】のうち、どちらか一つの目標を立てること。	収穫調製作業の省力化を目的とした機器・設備(光センサー選果機、収量予測システム、収穫ロボット等、その他収穫調製作業の省力化に資する機器・設備)	左記の機器・設備から1つ以上導入すること	1/2以内	3,000千円

※1-②、2-①・②の事業は経営体として初めて導入する機器等が対象です。既に導入済の機器等の増設は対象となりません。
※1-①の事業の環境測定装置は更新・増設も可とします。